
厚生労働科学研究研究費補助金
健康科学総合研究事業

エステティックサロンにおける身体危害の防止に関する調査研究

主任研究員 大原 國章

平成15年(2003)年 3月

厚生労働科学研究費補助金研究報告書

平成15年03月31日

厚生労働大臣 坂口 力 殿

住 所 〒113-0032東京都文京区弥生1-4-10
カガナ オオハラクニアキ
研究者 氏 名 大原 國章
(所属機関 虎の門病院)

平成14年度厚生労働科学研究費補助金 (健康科学総合 研究事業) に係る研究事業を完了したので次のとおり報告する。

研究課題名 (課題番号) : エステティックサロンにおける身体危害の防止に関する調査研究(H13-生活-043)

国庫補助金精算所要額 : 金 6,000,000 円也

1. 厚生労働科学研究費補助金総括研究報告書概要版及びこれを入力したフロッピーディスク
2. 厚生労働科学研究費補助金研究報告書表紙
3. 厚生労働科学研究費補助金研究報告書目次
4. 厚生労働科学研究費補助金総括研究報告書

研究費の名称=厚生科学研究費補助金

研究事業名=健康科学総合研究事業

研究課題名=エステティックサロンにおける身体危害の防止に関する研究（総括研究報告書）

国庫補助金精算所要額（円）=6,000,000

研究期間（西暦）=2001-2003

研究年度（西暦）=2002

主任研究者名=大原國章（虎の門病院）

分担研究者=戸佐眞弓（まゆみクリニック）、山下理絵（湘南鎌倉総合病院）

研究目的=全身美容を行ういわゆるエステティックサービス業は、1985年頃から急速に利用者を増やし台頭してきた産業である。その一方でエステティックサービスをめぐる消費者とのトラブルも比例して増加傾向にある。そして、消費者との間で起こっているトラブルの大半は、役務提供にかかわる契約や販売方法に関するものであるが、近年、提供される施術サービスの広がりに伴って熱傷、湿疹、色素沈着等々皮膚への危害報告も多くなっている。

3年計画の2年目に当たる今年度の調査研究は、昨年と同調査研究において結論付けた消費者への身体危害を引き起こす原因（サロンごとの衛生管理基準の不統一、技術者の知識レベルの差異）を受けて、医学的見地からエステティシャン養成施設、事業者それぞれから教育の実態等について調査することで、消費者危害との関連性を調べ、公衆衛生の向上及び消費者危害の防止、消費者利益の保護に資することを目的とした。

研究方法=本調査研究は、以下の6つの方法で研究調査を行った。

(1) エステティシャン養成施設を対象とした教育実態に関するアンケート調査及び面談調査。ここでは、養成施設の運営母体、入校の条件、教育時間数、使用教材、指導者の所有資格、教育内容等について質問した。

- ・エステティシャン養成施設実態調査アンケート
アンケート郵送数……171校　うち回答数……25校
- ・施設訪問及び面談調査……9校

(2) 経営者を対象にしたエステティックサロン内での従業員教育の実態に関するアン

ケート調査。このアンケート調査では、従業員の教育方法、教育のカリキュラムの有無、使用テキスト、理論教育及び実技教育の指導ポイント、現在のエステティシャン養成制度への不満等について質問した。

・エステティックサロンにおける従業員教育アンケート

アンケート郵送数……929店 うち回答数……264店

(3) エステティシャン養成施設の就学生を対象にした危害防止に関する意識調査。エステティックサービスによって身体への危害があることを知っているか、身体危害はどのようにすれば防げるか、エステティシャンとして学ぶべき知識等について、全問記述式で回答を求めた。

・エステティシャン養成施設就学生の意識調査

アンケート配布数……321人 うち回答数……268人

(4) フランスにおけるエステティック技術者の公的資格制度に関する現地調査。エステティック先進国として、わが国のエステティック業界に大きく影響してきたフランスにおけるエステティシャンの公的資格制度及び教育制度、教育現場の実態等について面談調査を行った。

(5) フェイシャルケアで複数の消費者に繰り返し使用される備品類の衛生管理に関する臨床試験。サロンで提供されている施術サービスの中で最も導入率の高い営業種目フェイシャルケアの際に、複数の消費者に対し繰り返し使用される備品類の衛生管理状態、使用時における菌の付着状況と種類について臨床試験を行った。

・被験者数……成人女性 25人

・検査備品……スポンジパフ、回転ブラシ、ガラス管等

(6) 化粧品原料の刺激性に関する臨床試験。エステティックサロンで使用される洗剤、化粧品などの皮膚への影響を検査した。

・被験者数……成人女性 21人、成人男性 10人

・検査方法……パッチテスト

・検査原料……色素=6種類、防腐剤及び殺菌剤=8種類、界面活性剤=8種類、油剤=8種類、酸化防止剤=3種類、香料=9種類、金属イオン=16種類、日常製品アレルギーとして=23種類

結果と考察=エステティシャン養成施設に関する調査で、現在の養成施設ではフェイシャルやボディのスキンケア、リラクゼーションをサロンで行うための教育に主眼がおかれていることが分かった。しかし、スキンケアやリラクゼーション目的の教育であったとしても、養成施設の事情等で教育時間数にかなりの差があった。と同時に、必要と思われる基礎理論の教育カリキュラムは整っているものの、それらの教育内容そのものは十分とはいえない。教育時間数が短く、教えるべき教科数が増えれば、必然的にその内容は浅くなり、専門知識の修得が十分にできるとは考えにくいからである。また、教育に使用する教材については、ほとんどが日本エステティック協会発行のテキストを使用している。テキスト

として利用できる他の教材が非常に少ない点も基礎教育や専門教育が充実しない原因である。しかし、教材の選択肢が増えることで、それぞれのエステティシャン養成施設が特徴を明確に打ち出し、より専門的な教育を模索できるきっかけになると思われる。現状のままでは、サロンの多様化する営業種目に適応できるエステティシャン育成にはなりにくく、結果として消費者危害を未然に防ぐという課題は残したままになると思われる。

さらに、知識・理論よりも技術修得を重視する教育傾向が強く、技術さえ出来ればいいといった、安易な即戦力エステティシャン育成の姿勢には疑問を感じる。こうした背景には、サロン側が“すぐにお金の稼げるエステティシャン”の雇用を優先する傾向が根強く残っていることも否定できない。サロン現場においても同様の傾向が顕著で、エステティシャンがお客様の肌をきちんと見極め、適正なサービスの提供が可能になるような専門知識の充実に投資するよりも、早く技術を覚えさせたいといった姿勢が強い。

フランスでは、初級レベルのエステティシャン資格を取得するために、2年間の教育を受け、さらに筆記試験、口頭試問、実技試験に合格した者だけがエステティシャンとしてサロンで就業できる。わずか300時間、あるいはもっと少ない教育時間数でエステティシャンとして就業できるわが国の現状を鑑みると、エステティックサービスによる消費者への身体危害の防止という課題は、なかなか克服しきれないように思われる。

結論=エステティックサービスの大部分は既存の衛生法規等で規制されていないため、新規参入の激しい分野であり、消費者の美容意識の向上とあいまって市場は拡大した。しかし、教育や整えるべき設備基準の未整備な状態が続き、また安全性や有効性の確立されていない手法及び機器等による施術が行われている。こういった現状から、公衆衛生の向上及び消費者利益の保護に資するために、教育や設備基準の整備、新しい施術の安全性を検証するシステム等の確立、危害への対応マニュアルの整備などすべきことは多い。今後、安全に役務提供が行われるようにするためには、エステティシャンが学ぶべき基礎的な理論教育カリキュラムを構築し、サロン現場に必要な各種マニュアルを整備しなければならない。そしてそれらをエステティック業界に浸透させることにより、消費者危害が防止されるであろう。

厚生労働科学研究研究費補助金

健康科学総合研究事業

エステティックサロンにおける身体危害の防止に関する調査研究

平成14年度 総括研究報告書

主任研究員 大原 國章

平成15年(2003)年 3月

目次

I. 総括研究報告書

エステティックサロンにおける身体危害の防止に関する調査研究 …………… 1

大原國章

(資料1) エステティシャン養成施設訪問先報告書

(資料2) エステティックスクール カリキュラム

(資料3) アンケート調査用紙

(資料4) フランス職業適格証 (CAP) カリキュラム (抜粋)

(資料5) フェイシャルケアで複数の消費者に使い回しされる備品類の衛生状態についての臨床試験データ

厚生科学研究費補助金（健康科学総合研究事業）

総括研究報告書

エステティックサロンにおける身体危害の防止に関する調査研究

主任研究員 大原 國章 国家公務員共済組合連合会虎の門病院皮膚科部長

研究要旨

昨年度の研究では、エステティックサービスによって熱傷、湿疹、色素沈着等の消費者の身体危害が増えている要因を分析するために、エステティック事業者へのアンケート調査（有効回答 629 店）、エステティックサービスの現地体験および面談調査（計 67 店）を実施した。その結果、消費者への身体危害を誘引する大きな原因として各施設（エステティックサロン）ごとの衛生上の管理基準の不統一、エステティシヤンの技術レベルや知識レベルの差異が浮かび上がった。その結果を受けて平成 14 年度は、エステティシヤンの教育・育成方法についてアンケート調査及び面談調査を、養成施設、事業者それぞれに実施した。また、エステティシヤン養成施設で就学中の学生の意識調査も行った。その結果、エステティックサービスの裏付けとなる、基礎的な理論教育が不十分であり、技術偏重の傾向がうかがえた。さらに、教育に使用している教材の種類も少なく、その内容も十分とはいえないと考える。消費者に提供するサービス内容が多様化している現在、エステティックサロンで提供すべきサービス内容を一考するとともに、今後、医師など専門家の協力を得て、人の皮膚に触れる業種としての基礎教育のあり方、サービス内容に適した専門教育のあり方、それらに相応しい教材の整備が急務と思われる。

分担研究者

戸佐眞弓 まゆみクリニック院長
山下理絵 湘南鎌倉総合病院
形成外科・美容外科部長

不統一、エステティシヤンの技術レベルや知識レベルの差異に起因するものと結論付けた。

その結論を受けて、平成 14 年度の本研究では、エステティックサービスを提供する技術者（以下エステティシヤンと表記）の教育・養成の実態について調査することで、医学的見地から消費者危害との関連性を調べた。

また、エステティックサロンでの導入率が最も高い（全国のエステティックサ

A. 研究目的

平成 13 年度の「エステティックサロンにおける身体危害の防止に関する調査研究」の結果、消費者への身体危害が起こる要因として、各施設（エステティックサロン）ごとの衛生上の管理基準の

ロンのうち 92.7%：平成 13 年 財団法人
日本エステティック研究財団調べ）営業
種目・フェイシャルケアで複数の消費者
に使い回しされる備品類の衛生状態につ
いても臨床試験を行った。

さらに、化粧品原料によるかぶれやア
レルギー物質の検査も行った。

B. 研究方法

本研究は、以下の方法で研究調査を行
った。

- (1) エステティック業界団体（日本エ
ステティック連合）が認定もしくは
推薦するエステティシャン養成
校の訪問調査（施設見学及び教育
内容等の面談調査）9校、アンケ
ートによるエステティシャン養成
施設の実態調査（調査票郵送＝
171校、有効回答＝25校）。
- (2) アンケートによるエステティック
サロン内での従業員教育実態調査
（調査票郵送＝929店、有効回
答＝264店）。
- (3) アンケートによるエステティック
就学生の危害防止に関する意識調
査（調査票郵送＝321人、有効
回答＝268人）。
- (4) フランスのエステティシャン公的
資格制度、教育制度について現地
調査。また養成施設見学及び教育
現場での面談調査を行った。
- (5) エステティックサロンでの導入率
が最も高い営業種目・フェイシャ
ルケアで複数の消費者に使い回し
される備品類の衛生状態について
臨床試験。

・臨床モニター数 成人女性 25 人
・検知備品類

- ① スポンジパフ
- ② フェイシャル機器用回転ブラシ
- ③ フェイシャル機器用ガラス管
- ④ 保管棚内のタオル
- ⑤ フェイシャル機器スチーマー、
本体
- ⑥ フェイシャル機器スチーマー、
噴き出し口

(6) 化粧品原材料によるかぶれ、アレ
ルギー物質の検査

C. 研究結果

(1) エステティシャン養成施設の施設 見学・面談調査及びアンケート調 査集計結果

《調査の目的》

エステティシャンがサロンに就職す
る場合には、エステティシャン養成施設
で就学し、卒業後にサロンに就職する場
合が多い。ところが、サロン現場で実務
を行う前にエステティシャンとして学ん
でおかなければならない基礎教育の不十
分さが、消費者の身体危害に大きく関わ
っていると推測する。

そこで、安全な施術サービスを提供す
るだけの基礎教育がなされているかにつ
いて、その実態を調査した。

《調査方法》

●調査期間

平成 14 年 10 月 17 日～3 月 25 日

●調査対象

エステティック業界団体（日本エステ
ティック連合）認定・推薦のエステティ
シャン養成施設および全国の理容美容専門

学校より無作為に抽出した合計 171 校。

・施設見学及び教育内容等の面談調査
…… 9 校

- ①鹿児島城西高等学校
- ②関西ビューティプロフェッショナルスクール
- ③高津理容美容専門学校
- ④国際理容美容専門学校
- ⑤滝川エステティック学院東京本校
- ⑥ミス・パリ エステティックスクール大阪校
- ⑦山野美容芸術短期大学
- ⑧国際フランス・エステティック学院東京校
- ⑨日本脱毛技術学院

・アンケートによる実態調査 (有効回答)
25 校

《調査結果》

●運営母体

エステティシャン養成施設の運営母体は、エステティック事業者、化粧品メーカー、エステティック機器メーカー、私立理容美容専門学校などが主である。

また最近の傾向として、ビジネススクール、私立高等学校、公立理容美容学校等々が、エステティシャンの養成コースを設け、その運営母体は広がりを見せている。

エステティシャン養成施設の中でも、日本エステティック協会認定校は全国に 103 校 (平成 15 年 3 月現在) あり、運営母体別に見ると、次のような構成比になる。

- | | |
|---------------|-------|
| ・化粧品及び機器メーカー系 | 29.1% |
| ・理容美容専門学校系 | 33.0% |
| ・エステティック事業者系 | 14.6% |

・ビジネススクールほか 22.3%

●入校の条件

一般生徒を受け入れている施設では、93.3%が生徒募集要項 (学校案内) を完備している。

また入学資格の有無については、「ある」と回答したのが 80%、「ない」が 13.3%、「無回答」が 6.7%あった。その資格条件は、高卒以上が 53.3%と最も多く、中卒以上はわずか 13.3%だった。短大卒以上、大卒以上と回答した一般受け入れの施設は 1 校もなかったが、自社社員養成施設では、短大卒以上と条件を設定しているところがあった。

入学制限の有無については、「ある」と回答した施設が 80.0%あり、そのうち性別で「女性のみ」を対象にしている施設が 66.7%存在した。

●教育時間

エステティシャン養成教育にかける総時間数は、3 か月 / 120 時間から 1 年 / 1500 時間と養成施設により大きく隔たりがあった。

1 年 / 1200 時間 (シデスコ・インターナショナルエステティシャン養成コース) や、3 か月 / 300 時間 (認定エステティシャンコース) を 1 つの目処とする教育時間数の背景には、エステティシャン養成施設としての認定校制度を導入している日本エステティック協会の資格制度 (1 年 / 1200 時間 = シデスコ・インターナショナルエステティシャン受験資格が得られる。1 年 / 300 時間 = 認定エステティシャン受験資格が得られる) が反映されており、実際にはエステティシャン養成施設の中で同団体が認定する施設が

最も多く存在している。

また、理論教育総時間数と技術教育総時間数を比較して、理論教育時間数が上回っている、あるいは同時間数の施設は約2割。逆に技術時間が上回っている施設は8割ある。他の理論教育時間もあるので、一概に評することはできないが、少なくとも技術習得に重点がおかれた、いわゆる“技術偏重”教育の傾向が強いことは確かである。

理容師、美容師を育成する施設（理容美容専門学校）では、国家資格を取得するために定められた教育内容に上乘せし、エステティシャンに必要な理論・技術を教育しているが、一般人を対象にしたエステティシャン養成施設では、基礎教育が不十分なまま、技術中心の専門教育が行われている。特に3か月/300時間の養成施設でも同様の傾向があり、総時間数、理論教育時間数の両方に問題を感じる。

●教材

教育に使用している教材(テキスト等)についても、日本エステティック協会認定校の条件として使用を義務付けている「標準エステティック学」理論編2冊、技術編2冊を活用している施設が多い(別紙資料目次一覧参照)。

理容美容専門学校では、就学生の理容師、美容師の国家資格取得が教育の主たる目的となっているため、社団法人理美容教育センター発行の指定教材を使用しており、あくまでもサブテキストとしてエステティック専門教材を使用している。

●教員

エステティックを教える講師については、医師や看護師、栄養士に委ねている施設もあったが、理容師・美容師やエステティシャン資格を有する自校(社)教育担当者が指導している事例が多かった。

●教育内容

ここでは、理論教育4教科「解剖生理学」「皮膚科学」「化粧品科学」「公衆衛生関連」について、教育時間数と指導ポイントを質問したところ、次のような回答を得た(抜粋)。ただし、教育時間数に関しては、養成期間による差は考慮せず単純集計した。また、参考に3か月/300時間の教育を導入している日本エステティック協会認定校の教育時間数も併記しておく。

■「解剖生理学」の教育時間数

- ・平均 約58時間
- ・最高 280時間
- ・最低 8時間

・3か月/300時間 25時間

「解剖生理学」の指導ポイント

人体の系統、細胞、組織と器官、骨格系、消化器系、循環器系、内分泌系、神経など

■「皮膚科学」の教育時間数

- ・平均 約57時間
- ・最高 300時間
- ・最低 11時間

・3か月/300時間 25時間

「皮膚科学」の指導ポイント

皮膚断面図、表皮の構造、真皮の構造、皮下組織、皮膚表面の構造、皮膚の色素、皮膚と日光、毛髪理論、皮膚呼吸、肌分類、トラブルスキンなど

■「化粧品科学」の教育時間数

- ・平均 約 46 時間
- ・最高 280 時間
- ・最低 5 時間
- ・3 か月 / 300 時間 12 時間

「化粧品科学」の指導ポイント

化粧品の成分、種類、特徴および取り扱い時の注意点

■「公衆衛生関連」の教育時間数

- ・平均 約 40 時間
- ・最高 90 時間
- ・最低 2 時間
- ・3 か月 / 300 時間 4 時間

「公衆衛生関連」の指導ポイント

目的と意識、消毒方法の種類とその基本的な使用法、消毒の準備、用具、施術に関わるものの消毒法、感染症

●まとめ

現在、エステティシャン養成施設のほとんどにおいて、フェイシャル、ボディのスキンケアやリラクゼーションに主眼をおいた教育カリキュラムが組まれている。しかし、これのみではサロン現場での多様化するサービス内容に対して、十分な教育内容とはいいがたい。

人の皮膚に直接手を触れる職業として、消費者により安全に施術サービスを提供し、さらに身体危害を防止するという観点からいえば、エステティックサービスの範囲を一考するとともに、基礎理論はもちろんのこと、サロン現場で活用できる専門的な知識の修得も欠くことのできない条件であると考えられる。

(2) エステティックサロンにおける従業員教育アンケート調査集計結果

《調査目的》

養成施設を卒業後に、サロンに就職したエステティシャンが、現場でどのような再教育あるいは実践的な教育を受けているのかを調査した。

《調査方法》

●調査期間

平成 15 年 2 月 3 日～3 月 25 日

●調査対象

NTTタウンページ エステティックカテゴリー登録事業者より無作為に抽出し、経営者を対象にアンケート用紙を郵送。回収した。

調査票郵送数 9 2 9 店

有効回答数 2 6 4 店

《調査結果》

■従業員教育の方法（複数回答）

- ①サロン内で教育 75.8%
- ②取引メーカー等への講習会 63.7%
- ③加盟団体等の講習会 39.0%
- ④その他 19.2%

※通信教育、養成校での再教育ほか

■サロン内教育カリキュラムおよび使用テキストの有無

- ①実技教育カリキュラム
 - ある 65.4%
 - ない 24.7%

- ②実技教育用テキスト
 - オリジナルテキスト使用 4.4%
 - 既存のテキスト 41.8%
 - ※既存テキスト使用サロンのうち日本エステティック協会発行のテキスト使用率 31.6%

- ③理論カリキュラム
 - ある 67.0%
 - ない 22.0%

④理論教育用テキスト

オリジナルテキスト使用	3.9%
既存のテキスト	44.0%
※既存テキスト使用サロンのうち日本エステティック協会発行のテキスト使用率	34.2%

■サロン内理論教育で重視している科目
(複数回答・上位抜粋)

①皮膚科学	30.3%
②解剖生理学	22.7%
③公衆衛生関連	9.5%
④化粧品科学	5.7%

■サロン内実技教育の科目 (複数回答)

①フェイシャル	87.1%
②ボディ・痩身	56.8%
③脱毛	ワックス 36.0%
	電気 26.5%
	レーザー 6.8%
⑤その他	34.1%

■新人スタッフのフェイシャル実技教育期間

①3か月	18.6%
②6か月	14.0%
③1か月	7.6%
④2か月	6.9%
⑤12か月	4.2%
⑥8か月	1.6%
⑦10か月	1.6%

■エステティシヤンの採用方法(上位抜粋)

①一般求人誌	14.0%
②エステティック専門校	6.0%
③理・美容学校	4.6%
④派遣会社	1.5%

■エステティシヤン養成制度への不満
(抜粋)

- ・中途半端な状態で卒業させていて、養成に時間がかかる
- ・全体的に知識不足で、しかも技術レベルも疑問
- ・きちんとした養成施設がない
- ・簡単に養成校を認定しすぎる
- ・公的な養成の制度化が必要
- ・教育、研修期間が短い
- ・教育統一カリキュラムをつくり、最低限必要な理論、技術過程の確立が必要

●まとめ

エステティックサロン内では、理論・技術ともに、サロンの実情に合わせた実践的な教育がなされている。エステティシヤン全員が、すべてのお客に対応できる、あるいは営業種目として掲げているサービスがすべて提供できることを目標に教育している。つまり、営業に直結した教育方法がとられている。

こうしたサロン現場では、現在のエステティシヤン養成施設に対して少なからず不満をもっており、即戦力として使えるようなエステティシヤンの育成を望む傾向が顕著である。

(3) エステティシヤン養成施設における就学生の危害防止に関する意識調査集計結果

《調査目的》

現在、エステティシヤン養成施設に就学中の生徒を対象に、エステティックに対する意識を調査した。

《調査方法》

●調査期間

平成 15 年 1 月 29 日～2 月 28 日

●調査対象

エステティシャン養成施設 4 校の就学生に調査票を郵送。回収した。

調査票郵送数 321 人

有効回答数 268 人

《調査結果》

■エステティシャンとして何が大切だと思うか（抜粋）

- ・親切、真心、信頼
- ・笑顔、気配り、優しさ、清潔感
- ・確かな知識、技術
- ・お客がサロンを利用する目的の把握
- ・おもてなしの心
- ・精神的な安らぎと安心感
- ・気持ちよい技術の出来る手
- ・美容、体などの知識、商品知識
- ・接客マナー
- ・相手を綺麗にしたいと思う気持ち
- ・カウンセリング力
- ・心を癒す、不安を取り除く
- ・衛生、知識、経験
- ・知識とエステティシャンとしての意識

■エステティシャンとして身につけておくべき知識（上位抜粋）

- ①皮膚に関する知識 159 人
- ②栄養に関する知識 87 人
- ③衛生や病気に関する知識 80 人
- ④解剖生理に関する知識 63 人
- ⑤心理学に関する知識 39 人
- ⑥化粧品に関する知識 32 人
- ⑦カウンセリングに関する知識 27 人
- ⑧接客・マナーに関する知識 16 人

■エステティックサロンで身体危害が起

こることがあることを知っているか

知っている 152 人

知らない 116 人

■どうすれば身体危害は防げると思うか（抜粋）

- ・きちんとしたカウンセリングとお客の体質、体調、肌質の見極め
- ・あいまいな技術、危害のおそれのある方法は行わない
- ・医師と提携し必ず指導を受ける
- ・お客が出血した場合はすぐに消毒したり、出血してもいいようにグローブをはめるようにする。皮膚に触れた器具等をきちんと洗い殺菌または滅菌する
- ・エステティックで施術できる範囲を把握する
- ・衛生管理の徹底
- ・アレルギーのことをよく知る

■卒業後、どのようなサロンに勤めたいか

- ①大手サロン 83 人
- ②ホテルやリゾート施設内のサロン 61 人
- ③個人サロン 58 人
- ④化粧品メーカー直営サロン 41 人
- ⑤理美容室の併設サロン 31 人
- ⑥医療施設の併設サロン 19 人
- ⑦その他 20 人

●まとめ

エステティックの概論的なこと「エステティックとは」といった表層については、就学生は理解している。また、人に手で直接触れる職業であるため、どのような知識が必要であるかもある程度理解しているようにはうかがえる。

しかし、エステティックサービスによる身体への危害については知らない生徒も多く、教育の場において、エステティックは必ずしも安全ではないことを指導すべきである。と同時に、やってはならない行為、万が一身体への危害を起してしまった時の適切な対処法についても教育すべきである。

(4) フランスにおけるエステティシヤンの公的資格制度および教育制度について

《調査目的》

フランスはエステティック先進国として、わが国の業界発展に大きく影響してきた。そこで、フランスにおけるエステティシヤンの公的資格制度及び教育制度、教育現場の実態等について調査した。

《調査方法》

●調査期間

平成 14 年 9 月 21 日～9 月 25 日

調査官：虎の門病院 皮膚科 大原 國章

●調査対象（フランス・パリ市内）

(1) 調査先

Ecole Internationale d' Esthetique Francaise 私立職業訓練校

Mrs. Annie DA CRUZ

(代表)

Mrs. Catherine ROLAND

(主任講師)

International Cosmetic & Aesthetic Management 国際試験機構

Mr. Jean GEDOUIN

(会長)

Mr. Jacques GOUTIER

(弁護士)

(2) 所在地

5, avenue Bertie Aldrecht — 75008 Paris-Angle avenue Hoche.

《調査内容》

(1) エステティシヤンの資格と等級について

フランス国のエステティシヤンに対する資格制度は、次の3つの段階制度に分けられている。いずれも国家資格である。

① 職業適格証：CAP (Certificat d' Aptitude Professionnelle)

CAPは、1972年7月4日付、フランス国政令第72-607号によって制定された管轄職業諮問委員会の答申を受け、文部大臣令にて創設された職業資格を証明する国家免状である。

② 職業証書：BP

(Brevet Professionnel)

BPは、1985年9月18日付省令により創設された「エステティック、コスメティック」職業証書である。

③ 上級エステティシヤン免状：BTS (Brevet de Technicien Supérieur)

BTSは、1964年1月14日付政令によって交付されたエステティシヤン免状を1977年11月14日付政令改定により、職業資格を証明する高等教育の国家免状で、現在は1987年10月9日付政令により改正された免状である。

(2) 上記制度の取得に対する段階について

① 職業適格証 (CAP)

エステティック、ソワンエステティッ

ク、カウンセリング、販売、の職業適格証は

- a) 国立学校 (lycee) にて2年間。
- b) 私立職業専門学校。
- c) 手工業組合の学校において2年間にわたり、1か月のうち15日間(3週間)が学校での教育、残りの1週間はサロンでの実務研修を行う。

以上のそれぞれにおいて実施される指定教育カリキュラムのいずれかを終了した者に対し試験が実施され、合格者に対し職業適性証 (CAP) が与えられる。

② 職業証書 (BP)

- a) CAP資格を取得していること。
- b) 2年間の実務経験を有すること。
- c) CAP資格取得の無い者は、5年間の職場経験の証明を有すること。
- d) baccalaureat (フランスの高校卒業資格) 合格者であること。

のいずれかが条件となり、専門学校において、2年間の指定教育カリキュラム終了者に対し、試験が実施され、合格者に対し職業証書 (職業教育修了証書) が与えられる。

③ 上級エステティシャン免状 (BTS)

職業証書 (BP) 取得後、2年間の実務経験を持ち、週5日間の教育課程を2年間修了することが条件。それを満たし試験に合格した者に与えられる職業資格。

(3) 教育を担当する教育者としてのレベルについて

エステティック、コスメティックの教育を担当する教育者としての条件は、BTSの資格所有者で、それぞれの政令で定められた取得免状に加え、さらに、1年間のサロンワーク経験者であること。

(公立教育機関においては、国民教育省が雇用する国家公務員でなければならない)

国家認定の私立教育機関の教育者は、国家及び省庁の県における出先機関に対し、詳細な資格、取得状等の必要書類を提出し、審査認可を受けた者でなければならない。

(4) 試験官の条件について

CAP、BP、BTSの試験官は、公立、私立の教育機関ならびにサロン経営者組合が教育者として認められた者を管轄職業諮問委員会に登録 (リスト) し、文部省がそのリストの中から指名する。

(5) 各段階における試験の実施方法について

CAP、BP、BTS免状取得試験は、下記方法にて実施される。

① 試験内容

a) 筆記試験は、公立、私立教育機関の意見により、教育センターが作成。各学校からの意見提出は毎年11月に提出し、翌年6月に公立教育機関にて実施される。

b) 口頭試問、語学、販売試験、実技試験は、私立試験認可教育機関において、筆記試験合格者に対し、2週間以内に実施される。

※筆記試験は、すべて記述式で、それぞれの段階において教育内容により2時間以内で実施される。

※その他の試験は、試験当日それぞれの内容が試験実施校に配置された立合試験官に示され、試験官は受験者にもその場で課題を手渡す。受験者はその内容に基づき、指定されたモデル (一般

消費者) に対し、サロンワークと同様の考えにより指定テーマを自由に組み立て実施する。

② 試験所要時間

a) CAP : 3時間30分以内(実技)

※試験官は受験生6名に対し1名。

b) BP : 4時間以内(実技)

※試験官は受験生6名に対し1名。

c) BTS : 6時間以内(実技)

※試験官は受験生6名に対し2名。

(6) 教育機関の数(パリ市内/近郊)

① 公立学校

パリ市内: 2校/パリ近郊: 4校

② 私立学校

パリ市内: 約50校

(7) 授業料について

① 公立学校

国家負担。サロン研修期間中の手当ては、サロン側にて支払う。

② 私立学校

私立学校の場合、授業料は個人負担となる。年間授業料年間約5,000ユーロ(約¥630,000)前後。サロン研修期間中の手当てはサロン側にて負担する。

(8) エステティシヤンの行ってはならない行為(職務内容)

エステティシヤンは、健康な人を顧客とし、病人は対象としない。エステティシヤンのサービスは、健康美容と心地良さを目的とする。しかしながら、エステティシヤンは顧客に異常がある場合、それを探知し、顧客に医師の診療を勧めるだけの知識を有していなければならない。

したがって、医療行為に当たる下記行為は、エステティシヤンが行ってはならない。

a) 程度を問わず、外皮の破壊を起こす可能性のある物理療法行為。

b) 寒冷療法。

c) 電気分解療法。

d) 電気凝固療法。

e) ジアテルミー凝固療法

f) あらゆる種類の脱毛(ピンセットやワックスによる脱毛を除く)

g) 研磨, 研削, 切断など、流血を起こしかねない器具を使用した、あらゆる種類の皮膚ピーリング。

※赤外線, 日焼けマシンによる紫外線, 超音波, 高周波電流(特に短波, ジアテルミー), イオン電流, ファラデー電流, ガルバーニ電流, 等に関しては、医師が責任を持ち、その直接の監督下においてのみ、資格のある医療補助者によって実施される。

※治療を目的としたマッサージは、キネセラピストの領分となっているため、エステティックでは、モデラージュ(手技)によるフェイシャル, ボディの技法を用い、心地良さを目的として行う。脱毛はワックス(ホット, コールド)のみ。

(5) フェイシャルケアで複数の消費者に使い回しされる備品類の衛生状態について臨床試験結果

《調査目的》

昨年、サロンにおける消費者に使用する備品類の使い捨て状況について調査したが、皮膚に接するものはすべて使い捨てのものを採用しているサロンは2.9%、タオル以外はすべて使い捨てのサロンは46.7%だった。また、コットン、ガーゼ、

シート、シート、ショーツ、グローブ、ニードルなどが使い捨てられていた。

しかし、フェイシャル機器の備品である回転ブラシ、吸引用ガラス管は経費的問題もあるが、頻繁に使われるフェイシャルスポンジを使い捨てているサロンはほとんどなかった。

こうした状況の中で、使用頻度の高い備品を選び、使い回しによる菌の付着状態を検査、感染の可能性を探った。

《研究方法》

エステティックサロンで提供されるフェイシャルケアの際に、ほとんどのサロンで消費者に対し繰り返し使用され、比較的使用頻度の多い一部の器具、備品の衛生状態を臨床試験により調査した。

- ・臨床試験日 平成 15 年 1 月 19 日
- ・モニター 成人女性 25 人
- ・モニター 1 人につき、約 30 分のディープクレンジングを目的としたフェイシャルケアを施し、1 人ごとに使用した備品類を流水洗浄後、好気/嫌気性菌、真菌の検査を行った。1 人終了ごとに合計 5 人ずつ 5 グループに実施。
- ・検知備品類
 - ① スポンジパフ (新品)
 - ② フェイシャル機器用回転ブラシ
 - ③ フェイシャル機器用ガラス管
 - ④ 保管棚内のタオル
 - ⑤ フェイシャル機器スチーマー本体
 - ⑥ フェイシャル機器スチーマー噴き出し口
- ・使用前の検知備品の保管状態
 - ① フェイシャル機器用回転ブラシ
使用後に中性洗剤で洗浄後、流水で十分にすすぎ、消毒液に 10 分～15

分程度浸した後、流水で十分すすぎ、自然乾燥。その後、密閉型の消毒済み備品保管棚に保管。

② フェイシャル機器用ガラス管

使用後に中性洗剤で洗浄後、流水で十分にすすぎ、消毒液に 10 分～15 分程度浸した後、流水で十分すすぎ、自然乾燥。その後、紫外線消毒器に入れたのち、密閉型の消毒済み備品保管棚に保管。

・使用時の検知備品の状態

- ① 技術者は手指の消毒を行ってから、消毒済み備品保管棚から備品を取り出す。
- ② フェイシャル機器用回転ブラシおよびフェイシャル機器用ガラス管を消毒済み備品保管棚から、消毒済みトレイに乗せてワゴンまで運ぶ。
- ③ スポンジパフは、複数個入りのパッケージから必要個数手で取り出した。

・臨床試験 (検知) の方法

フェイシャルベッド 1 台に対して 5 人のモニターをベッド 5 台分の 5 グループに分けて配置し、それぞれのモニターに 30 分程度のフェイシャルケアを受けてもらった。

5 台のベッドのうち 4 台は、モニター 1 人の施術終了時点で使用したスポンジパフ、フェイシャルブラシ、ガラス管を流水で洗浄した後、次のモニターに使用した。残り一台のベッドでは、1 人終了ごとに洗剤で洗浄後、流水ですすぎ、次のモニターに使用した。

《研究データ》

■ スポンジパフ (新品)

新品を使用したにもかかわらず、使用

前の一般検査で、使用した5つのスポンジパフから「グラム陰性桿菌 (Pseudomonas sp.)」が検出された。真菌の発育は認められなかった。また数名使用時に、「肺炎桿菌 (Klebsisella pneumoniae)」が2つのスポンジパフから検出された。

■フェイシャル機器用回転ブラシ

使用前の一般検査で、使用した5つの回転ブラシから「グラム陰性桿菌 (Pseudomonas sp.、Enterobacter sp.、Klebsisella pneumoniae)」が検出された。また、2つから「酵母様真菌 (Candida parapsilosis)」が検出された。使用前には真菌が検出されなかった1つから、使用後に「酵母様真菌 (Candida parapsilosis)」が新たに検出された。

■フェイシャル機器用ガラス管

使用前の一般検査で、使用した5つのガラス管から「グラム陰性桿菌 (Pseudomonas sp.)」が検出された。真菌の発育は認められなかった。しかし、使用後に2つのガラス管から検出されたことを考えると、流水によるすすぎとはいえ洗い方によって差異が出たものと思われる。

■保管棚内のタオル、フェイシャル機器 スチーマー本体、フェイシャル機器スチーマー噴き出し口

いずれからも、好気性菌、嫌気性菌、真菌は検出されなかった。

《調査結果》

新品のスポンジパフ、密閉された棚から取り出された消毒済みのブラシ、ガラス管であるにもかかわらず、モニター使用前の検知でグラム陰性桿菌が検出され

た理由として、総体的には技術者の手指消毒の不十分さが考えられる。特に、ブラシについては、密集した毛の内部の洗浄、消毒が不十分であるとも考えられる。

基本的には、技術者の手指の洗浄を確実にを行うことをまず徹底したい。

また、同じ流水での水洗いでも、菌の検出されなかったものに新たに菌が検出されるなど、技術者による洗い方の差や洗浄方法が徹底されていないことが考えられる。備品ごとの正しい洗浄方法を指導・徹底する必要がある。

なお来年度は、今回の検査結果を踏まえて、専門家に分析を依頼し、対策について意見を聞く予定にしている。

(6) 化粧品原材料によるかぶれ、アレルギー物質の検査

《調査目的》

エステティックサロンで扱う洗浄剤、化粧品などの皮膚への影響を検査した。

サロン利用者への“かぶれ”の予防については従来から関心が高いが、サロン従事者自身の安全を守ることには注意が払われていなかった。

従来理容師、美容師の職業性皮膚障害は知られているが、エステティシャンたちの皮膚障害についても今後調査を進めていく必要がある。

《研究方法》

かぶれ【接触皮膚炎】と診断された患者に、皮膚科医は通常パッチテストを施行して個々の患者について原因物質究明に努める。慢性の手荒れや職業性の皮膚障害が疑われる患者にもパッチテストを施行すると患者の治療、生活指導に役立つ

つことが多い。

●検査方法：洗浄剤材料、金属イオン、
日常製品アレルギーについての
パッチテスト

●検査対象者：平成15年1月～3月、
虎の門病院受診患者のうち
手荒れ、かぶれ、その他治
りにくい慢性湿疹患者を被
検者とした。被検者31人
【男性10人、女性21人】

貼付物質：化粧品類のアレルギーとし
て・・・

- ①色素……6種類
- ②防腐、殺菌剤……8種類
- ③界面活性剤……8種類
- ④油剤……8種類
- ⑤酸化防止剤……3種類
- ⑥香料……9種類
- ⑦金属イオン……16種類
- ⑧日常製品アレルギーとして……
23種類

《研究結果》

●判定～陽性率の高い順

☆化粧品アレルギー

- Orange403・・・6/31
- Red504・・・4/31
- 2EO・・・3/31
- Yellow204・・・2/31
- Red225・・・2/31
- Oakmoss abusolute・・・
2/31

☆金属イオン

- NiSo4・・・11/31
- CoCl2・・・8/31
- ZnCl2・・・6/31
- SnCl2・・・5/31

K2Cr2O7・・・3/31

PdCl2・・・3/31

☆日常製品アレルギー

PPD・・・3/31

Urushiol・・・1/31

Rosin・・・1/31

Balsam of PERU・・・
1/31

Paraben mix・・・1/31

陽性を呈した化学物質の中でアレルギー反応と考えたのは金属ニッケル、クロム、染毛剤の成分PPD、粘着剤の成分Rosin。化粧品アレルギーでは色素の陽性率が高かったが刺激反応と思われる。毛染めかぶれ患者1例でみられたRed225,Orange403の陽性はアレルギー反応の可能性を考えたい。今回施行した刺激物質陽性率が高いのは患者パッチテストであったこと、従来の報告通り冬季には皮膚刺激反応が起こりやすいからであろう。

今後はエステティシヤンのボランティア、エステティックサロン利用者たちのボランティアを対象に同様の検索を進めていきたい。同一対象者で冬季、夏季と環境差をパッチテスト結果で比較検討していく必要もある。

また、今後の展望として、

「エステティックサロンで使用された化粧品にかぶれたようだ」との訴えで、皮膚科医を受診する患者が次第に増えてきており、これらの実態調査も合わせて進めていく必要があると考えている。

エステティックサロン利用者が増えていくことを考えるとサロン経営者、技術者への教育がますます必要となる。合